

**新潟県燃料油価格高騰等対策支援金
募集案内（一般貨物自動車運送事業者）**

1 目的

本支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況にある公共交通事業者等が、燃料費高騰により更なる経営困難に直面していることに鑑み、公共交通事業者等の安全安心な運行及び輸送の維持、確保を図るため、新潟県燃料油価格高騰等対策支援金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて交付する。

2 交付対象者等

（1）交付対象者

交付対象者は、次のすべてに該当する事業者とする。

- 貨物自動車運送事業法第3条の許可を受けて一般貨物自動車運送事業（霊きゅう限定及びタクシー事業者による食料・飲食に係る貨物自動車運送事業を除く）を行い、新潟県内に本社のある事業者（個人事業主においては住所を置く者）
- 中小企業・小規模企業者（資本金3億円以下又は常時使用する従業員が300人以下のいずれかを満たす会社・個人）であること。
- 一般貨物自動車運送事業において、令和4年度営業損益の見込みが令和3年度営業損益の実績を下回る者又は一般貨物運送事業において令和4年度営業収益の見込みが営業費用の見込みを下回る者
- 交付申請日時点において事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること
- 支援金に係る県の検査や報告に協力すること
- 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が新潟県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に実質的に関与していないこと

（2）交付対象車両及び支援額

交付対象車両及び支援額は、以下のとおりとする。

※支援金の交付は予算の範囲内で行うため上限額を記載しています。

交付対象車両	支援金の額
次のイかつ、ロからニまでのいずれかに該当する車両 イ 令和4年8月1日時点で運輸支局に一般貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車として届出がされている車両、かつ交付申請時点で運行を継続する車両 ロ 貨物普通自動車 ハ 貨物小型自動車 ニ 特種自動車	1台当たり 上限1万9千円

3 支援金の交付申請

(1) 提出書類

	申請書類一覧	チェック
①	交付申請書兼実績報告書（様式第1－4号）	<input type="checkbox"/>
②	誓約書（様式第2号）	<input type="checkbox"/>
③	申請車両数内訳書（様式第3号）	<input type="checkbox"/>
④	一般貨物自動車運送事業の事業計画変更届及び交付対象車両の車検証の写し（新潟県トラック協会会員は添付不要）	<input type="checkbox"/>
⑤	振込口座が分かる通帳等の写し ※申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写し、個人事業主の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	<input type="checkbox"/>

※ 交付要綱及び申請書類の様式は、下記URLよりダウンロードできます。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/koutsuseisaku/truck-shienkin.html>

(2) 申請受付期間

令和4年9月16日（金）から令和4年10月31日（月）まで

※令和4年10月31日（月）の消印有効

(3) 提出先

〒950-0965 新潟市中央区新光町6－4
新潟県トラック協会（電話：025-285-1717）

※新潟県トラック協会の会員につきましては、協会を通じて募集の案内をいたしますので、申請書類の提出は協会からの指示に従っていただくようお願いします。

【お問い合わせ】

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県交通政策局交通政策課地域交通班 遠藤 電話：025-280-5110 FAX：025-284-5042
--